

令和8年度 第1回 阪南市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

●開催日時

令和8年7月16日（木）午後2時00分～3時00分

●開催場所

阪南市教育支援センター 会議室

●出席者

【委員】（会長、50音順）

<会長>

両口 通寛 阪南市教育委員会事務局 学校教育課長

<委員>

大辻 秀樹 阪南市立小学校長代表 上荘小学校長

神木 亜美 大阪府貝塚子ども家庭センター 相談対応第一課長

戸崎 美津弘 阪南市人権推進課長

中山 美和 大阪府教育庁 スクールソーシャルワーカーSV

西井 裕也 泉南警察署生活安全課 少年係長

布施 秀樹 阪南市こども支援課長

山名 亜樹 阪南市立中学校長代表 鳥取東中学校長

【事務局】

百木野 享 阪南市教育委員会事務局 学校教育課

和田 武史 阪南市教育委員会事務局 学校教育課

●欠席者：0名

●傍聴者：0名

●次第

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 会長あいさつ

4. 議 題

（1）令和7年度 いじめ認知件数等について

（2）この間、各機関が対応したいじめや子どもに係る事案等について

- (3) 阪南市におけるいじめの内容の傾向や特徴について
- (4) 関係機関との連携が効果的だと考えるいじめ事案等について
- (5) その他

5. 閉会

次第1. 開 会

事 務 局

みなさま、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより令和8年度第1回阪南市いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日の進行につきましては、次第にもとづき、そこに示しております流れで進めてまいりたいと思います。

次第2. 委員紹介

事 務 局

それでは、次に委員紹介に移ります。

人事異動等で昨年度より替わられた委員もいらっしゃいますし、年度初めの第1回となりますので、事務局より委嘱させていただいている委員のみなさまを50音順でご紹介させていただきます。

まず始めに、阪南市立小学校長代表 大辻秀樹校長です。続いて、大阪府貝塚子ども家庭センター 相談対応第一課 神木 亜美課長です。阪南市人権推進課 戸崎 美津弘課長です。大阪府スクールソーシャルワーカーSVの中山 美和 SSW です。泉南警察署生活安全課少年係 西井 裕也係長です。阪南市こども支援課 布施 秀樹課長です。阪南市立中学校長代表 山名 亜樹校長です。最後に、阪南市教育委員会事務局学校教育課 両口 通寛課長となります。なお、大阪府貝塚子ども家庭センター神木課長におかれましては、オンラインにてご参加いただいております。

本日は、全8名の委員全員が出席をいただいています。出席者が過半数に達しているために、本会は定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。

次第3. 会長あいさつ

事 務 局

続いて、本会の会長につきましては、阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条1項により、本会議の会長は互選により選出することとなっております。今回の委嘱期間は学校教育課 前石原課長が選出されておりましたが、人事異動により本会議の委員が両口課長に代わっております。会長についてご

		意見ありますでしょうか。
委 員		学校教育課長の両口課長が適任だと思います。
事 務 局		ただいま、両口課長のご推薦がありましたが、他の意見はございませんでしょうか。他の意見が無ければ、今期の残りの期間は学校教育課両口課長に会長を務めていただきます。それでは、両口会長よりご挨拶をお願いします。
会 長		ただいま推薦いただき、選任していただいたということでありがとうございます。この期間の協議会においては、会長を務めさせていただきます。会長と言いましても、本会議は私が司会進行をする中で、皆様から阪南市の子どもたちに関する、特にいじめの予防や解消についてお話をしていただく会ですので、本市が抱える課題について議論が適切になされるように務めさせていただけたらと思います。
事 務 局		会長、ありがとうございました。本市では、「会議の公開に関する指針」にもとづき、原則、会議を公開することとしています。本日は、傍聴者はありません。 また、会議録につきましては、事務局が要旨をまとめ、委員のみなさま、会長にご確認をいただいた後、本市ウェブサイトにも掲載させていただきますので、ご了承願います。それでは、ここからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしくお願いします。

次第 4.

議 題 1 令和 7 年度 いじめ認知件数等について

会 長	それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。 議題 1「令和 7 年度 いじめ認知件数等」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	資料 1 をご覧ください。いじめの認知件数についてですが、令和 6 年度の小中学校の千人率 127.9 に対して令和 7 年度は、132.7 と微増となりました。令和 6 年度の千人率をみると、国の数値（小 101、中 42.6）に対し、本市は小 163.5、中 67.6 と上回っております。これは本市の各学校がいじめを初期段階から積極的に認知していることの表れだと捉えています。令和 7 年度は、小学校が 180.1、中学校が 49.9 となっており、引き続き積極的な認知が行われています。課題は学校間で認知件数に差が見られることです。アンテナを常に高く保つため、校内研修をさらに充実させるよう求めてまいります。ま

		た、認知した事案には組織的に対応し、確実に解消へと導くよう働きかけます。
会	長	令和 7 年度のいじめ認知件数等について報告してもらいましたが、市としては学校が積極的に認知できていると捉えています。令和 7 年度の各校でのいじめ認知について、学校ではどう感じていますでしょうか。また、解消について、難しい点や難しかった事案はありましたでしょうか。
委	員	学校でも認知件数は、あがってきています。積極的にいじめを見つけて適切に対応していくことが大切だと教員も意識しています。保護者や子どもからいじめについての相談を受けることもあります。教員が子どもの変化に気づき、いじめとして対応することが増えてきたことはよいことだと思っています。 いじめアンケートを学期に 1 回、また、面談を同時期に行っています。スクリーニングで細かい子どもの変化や友人関係を確認しています。見つけたら終わりではなく、早期対応により安心できる学校を作っていくということを、生徒指導担当を中心に学校全体で取り組んでいます。
委	員	本校も積極的な認知を意識しています。教職員ができるだけ子どものそばにいて、子どもの変化に気づくことを意識しています。全教員が生徒に対して、温かい眼差しを持って信頼関係を構築していくことに取り組んでいます。 本校でも、いじめアンケート、個人相談期間を設けています。担任との 2 者面談を行い、そこでいじめと捉えられるものはいじめと認知して解消に向けての取組を行っています。 難しい点は、事案自体は小さくなくても、本人がどう感じ、どれだけ傷ついたのかという「主観」の部分をしっかり捉えていかなければならないところです。
会	長	いじめにおいては、その子の感じ方は、大きなポイントであり、解消についても必ず本人に今どうなのかを確認することは大切です。スクールソーシャルワーカーだけでなくカウンセラーもされていますが、被害者だけでなく加害側も含め、面談をするうえでのアドバイスなどありますでしょうか。
委	員	まずは決めつけしないでオープンに聞くことが大切です。そして、事実関係をきちんと把握する必要がありますが、感情の部分として、その行為などをされて被害の子がどう思ったかというのをしっかり聞いていくことが大事になります。
会	長	悪意無くやってしまった加害の子へのアプローチという点ではどうでしょうか。

委員	加害者側に悪意がなかった場合、聞き取る側が「悪意がなくてもダメなことです」という姿勢で聞き取るのではなく、一旦は加害者側の言い分や思いを受け止めてあげることが大切です。指導の際、なぜそんな行動をとってしまったのか、なぜ暴言を吐いてしまったのかをしっかりと聞くことが、再発防止につながります。
会長	子ども家庭センターにおいて、どのように工夫して保護者とお話をされていますか。
委員	学校でも同じだとは思いますが、子ども家庭センターでも、話を聞くために保護者に来てもらうことがあります。保護者は呼び出されるとどうしても責められるのではないかとあって、身構えて話をするが多くなります。保護者の思いを話してもらうためには、まずは、どういういきさつで事が起きたのかを聞くことが大切です。言葉にしてもらうことで、自ら「間違ったことをしてしまった」「本当はやりたくなかったのにやってしまった」といった後悔の気持ちに自分自身で気づかれるケースも多くあります。私たちが話を聞くときは、まず、事情を聞かせてくださいということからはじめています。
会長	ありがとうございました。議題 1 について、他に何かご意見や質問はないでしょうか。

議題 2 この間、各機関が対応したいじめや子どもに係る事案等について

会長	続いて、議題 2 へ移ります。この間、各機関が対応したいじめや子どもに係る事案等について、個人情報のこともありますので、共有できる範囲での情報共有ができればと思っています。今年の 1 月からこの 7 月までの間でとさせていただきます。 再度学校になってしまいますが、この間、関係機関へ相談した事案について何かございますでしょうか。
委員	授業中の子ども同士で交流を行う場面において、ある子に対して他の子が関わろうとしない場面がみられました。その様子が気になった教員が、話を聞くと、何か大きなことがあったわけではなく、なんとなく避けているという話でした。避けられている児童もそれが当たり前になり、別に気にしなくなったという事でした。教科担任制に取り組んでおり、担任だけでなく、複数の先生が関わることで気づけた事案でした。
委員	中学校では、多くあるトラブルの一つに SNS があります。SNS 上に載せられた

文章を読んで相手が気を悪くしてしまうというケースが増えてきています。また、その他には、本人のいないところで話される悪口を人づたえに聞いて心が傷ついてしまうケースも増えています。

本校では、毎年、6月に全校でいじめに対する授業を行っています。さきほどのようにコミュニケーション力不足がいじめの要因の一つとなっていることからソーシャルスキルトレーニングにも取り組んでいます。

具体的な場面を設定して、当事者として相手にどのように伝えることが良いのかや、傍観者の立場でどのような対応をすべきなのかについて考える授業を行っています。

会 長 ありがとうございます。今、取組の話がありましたが、人権的な取組もいじめ問題においては重要だと思いますが、人権推進課で行っている研修などで良かったものがあれば教えていただければと思います。

委 員 子どもだけの話ではなく、大人も含めて SNS の問題がこの間大きく変動しているように思います。人権の取組としては、大阪府人権局が配布している「ネットハーモニー」という名刺タイプのチラシを全児童生徒に配っています。そこには匿名で相談しやすい窓口が紹介されています。夜の 10 時までということもあり、相談しやすい環境となっています。研修ということだと、昨年度は子ども食堂についての研修をさせていただきました。今年度は、フェイクニュースや SNS をテーマにした講師を呼んでの研修を実施しますので、今出ていました話題とも重なると思いますので、興味があればぜひご参加ください。

会 長 ありがとうございます。では、この間、スクールソーシャルワーカーへ学校から相談のあった事案で、印象的な記憶に残っているものはありますか。

委 員 最近、いじめと気づきにくいケースも増えているように思います。例えば、仲の良い子同士の間で、相手の持っているものが可愛くて、ちょっと欲しくなってとってしまい、後でごめんなさいと謝っても、とられた側の子が嫌だと感じているならいじめと認知します。なぜとってしまったのか、加害の子の環境についても分析する必要があります。

被害にあった子の気持ちに対しては対応をしているが、加害の子や保護者に対してもきちんと対応ができているかということが気になっています。学校の対応や今後について、加害の保護者へ連絡や説明をしていないことが原因で対応が後手になり解消が難しくなって重大事態となるケースもあります。子どもの反省と成長を考えて、加害の保護者とも一緒に同じ方向を向いてやっていけるよう説明す

		ることが大事です。
会	長	いじめも多様化してきており、SNS など学校外での事象も増えてきています。SNS での誹謗中傷だけでなく、仲間外れととれる画像のアップなど学校側が事実確認することが難しいものなどもあります。SNS の内容確認を学校が行ってもよいのか、また、子どもたちへの指導の際に、社会でこれはどのような行為が罪になるのかや泉南署管内の状況など、警察として何か助言いただけることはありますでしょうか。
委	員	SNS の事実確認は警察でも難しいです。相手が消したり証拠隠滅したりすることもあるので被害者が、スクリーンショットをとって証拠を残すことが大切です。警察であっても勝手には見られないので見る必要があれば説得をします。SNS 上の誹謗中傷は侮辱罪や名誉毀損に当たる可能性があり、保護者に訴える意思があれば事件化することもあります。民事になるとプライバシーの侵害などの問題となります。 SNS で顔写真をアップロードされ、誹謗中傷を受けたということや許可なく投稿されましたという訴えがありますが、まず、自分自身で投稿してしまったものを転用されているケースが多いです。手続きとしては、削除依頼をしてもらって対応することになります。 保護者からの相談の時は、事件性があるかどうかということも判断して、相談カードを作って他機関と連携をしています。どのケースでも被害者の保護を第一優先としています。重大なケースであれば保護という事もあり得ると思います。
会	長	保護というケースはかなり重大なケースだとは思いますが、こども支援課としてこれまでの間で、基本的には虐待関係が多いとは思いますが状況はどうでしょうか。
委	員	7 月までの状況では、虐待対応はもちろんしていますが、子どもが家庭で保護者と関係が悪く、暴力行為に至るケースが増加してきているように思います。そういったケースにつきましては各課と警察、子ども家庭センターと連携を図っています。そのうえで、要対協管理を行っています。保健師による家庭訪問によって、家での困りごとを聞くようにしていますが、状況によっては一時保護という措置をとって物理的に離れることもあります。まずは、信頼関係を築く対応をしています。
会	長	子ども家庭センターは、子育てに係る相談も広く受け付けていると思いますが、話せる範囲で、どのようなケースがあり、どんな対応を行ったのかについてお話しいただけますでしょうか。また、暴力をしてしまう子どもの背景などで何かお話しただ

		けることがあればお願いします。
委 員		この間、いじめに関して阪南市からの相談というものはありませんでした。まず、市が窓口となつての相談対応や連携を丁寧にして福祉のサービスなどについてもつなげていただいていると思います。虐待をしてしまう保護者の傾向でのお話になりますが、子ども時代に親から暴力を受けていたという「被害経験」があり、その影響で攻撃に対して敏感になり、反射的に暴力が出てしまうことがあります。お子さんも同じだと思うのですが、「暴れるから悪い、問題行動だ」と切り捨てるのではなく、どうして暴れてしまうのかという背景を考えることが重要だと考えています。
会 長		加害者の行動の背景に虐待という事もありえますので、なぜこのような行動をしてしまうのかという原因を考えて対応することが大切だと思います。

議題3 阪南市におけるいじめの内容の傾向や特徴について

会 長		それでは、議題の3に移ります。事務局には、毎月、各学校から報告があがっていると思いますが、阪南市全体としての傾向はどうですか。
事 務 局		本市の最近の特徴としては、言葉によるからかいや身体接触を含むちょっかいのかけ合いから、本気で怒り出してしまい手を出してしまうケースが増えています。特に、小学校ではこのようなケースが多いです。各校においても未然防止の観点で発達支持的生徒指導の取組を進めていますが、「人との距離感が分かりづらい。」「コミュニケーションが未熟で感情的になる前に言葉で伝えてやめることが難しい。」といった児童生徒が増えているように感じています。
会 長		スクールソーシャルワーカーとして色々な市町と関わられていると思いますが、他市町でのいじめの傾向などはありますでしょうか。
委 員		同じ子どもが繰り返し加害をしてしまうケースやグループ内で加害と被害がぐるぐると変わるケースが増えているように思います。加害にもなり、被害にもなる構造のために、どちらも傷つき体験を持っており、相手を許せないというケースが増えています。

議題4 関係機関との連携が効果的だと考えるいじめ事案等について

会 長		議題3の内容を踏まえながら、議題4についても一緒に話をしていければと思いますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは校内にいる専門家ではあるのですが、学校の外の関係機関との連携が効果的になることもあ
--------	--	--

		と思うのですが、どうでしょうか。
委 員		スクールロイヤーによるいじめの出前授業を申し込んだことがあります。いじめについての話はもちろんよかったのですが、法律家としてどのように行動するのかというキャリア教育にもつながる話もしてくださりました。どんなに悪いことをした人でもその人なりの言い分があるので、まわりの人が見捨てたとしても、最後の一人としてその声を聞くのが弁護士である。という話でした。
委 員		トラブルになっている子どもが、自分の気持ちを言語化することができたら、自分の気持ちが整理できて落ち着けると思っています。しかし、実際は上手に表現できないことで苦しい思いをしていると感じています。この先生だったら打ち明けられるという教員を増やしていくことが効果的だと思っています。それでも、言えない子にはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどにつなげていき、どこかで思いを伝えられる場を確保してあげることが大切だと思っています。
会 長		自分の思いを伝えられる場所ということで、保護者の中には、様々な機関に相談をするケースもあると思うのですが、警察が相談を受けたときはどのような流れの動きとなるのでしょうか。
委 員		本部に相談があった場合は相談カードが各所轄警察署に届きます。いじめであっても暴行や窃盗などは事件と同様に取り扱い、学校と情報共有しながら組織で対応していきます。
会 長		学校警察連携協定がある中でも、個人情報の取り扱いなどは難しい部分もあると思います。学校や教育委員会から警察への相談というケースが多いですが、警察から学校に情報を求めることもあるということですので、今後もしっかりと連携を深めていく必要があると思います。

次第5. 閉 会

会 長	様々なお話を聴かせていただきありがとうございました。お時間となっておりますので、会議を終了いたします。では、進行を事務局にお返しいたします。
事 務 局	皆様、お疲れさまでした。円滑な会議運営にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。 本日は、ありがとうございました。

終了